



特集：新型コロナウイルス(COVID-19)

新型コロナウイルスは、契約履行義務の回避事由足りうるか？

2020年3月
東京

新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大の勢いを増す中、事業者としては、流行によって個人レベルで生じる影響に加え、自らのサプライチェーン全体に生じる法的リスクの高まりにも注意する必要があります。

ウイルスの流行によって引き起こされる損失は膨大な人的損失のみならず、経済的損失の肥大化を引き起こしています。その影響は、サプライチェーンに打撃を与えるだけでなく、先行きに対する不安および渡航規制を引き起こし、通常業務が妨げられることなどから需要が低下するため、最終的にはほぼすべての産業部門に及ぶと思われます。世界の金融市場でもこうした状況を受け、ウイルス流行以来莫大な損失が発生し、金の価額が高騰するなど金融情勢に乱れが生じ、投資家の不安心理を如実に物語っています。

今後は、こうした事情を背景にサプライチェーンにおける法的リスクの高まりに直面する企業が続出すると思われる（既にそうしたリスクの対応に追われているケースも散見されます）。

契約の相手方は、新型ウイルスによって契約上の義務の履行が実際にできなくなったことを理由に、またはこの混乱に乗じて採算の悪い取引から抜け出そうと目論んで、契約義務の履行を遅延もしくは回避（あるいは不履行責任を回避）し、または契約の解約を申し入れてくる可能性があります。

また、新型ウイルスの流行を理由に価格やその他契約の重要規定の再交渉を要請してくるかもしれません（例えば、需要の増減により感染地域から輸出される、または感染地域へ輸入される資材の量など）。

さらに、新型ウイルスの流行により、事業者が事業継続性を確保するために雇用者の注意義務に基づき講ずるべき措置などが、事業者の他の法的義務との矛盾対立するという問題が浮上する可能性もあります。

1. イングランド法に基づき主張し得る契約義務回避事由

イングランド法では、契約履行が困難または履行不能となった場合に契約義務を回避するための救済措置は限られています。1つはコモン・ロー上のフラストレーションの法理、もう1つは契約に規定された不可抗力条項です。

フラストレーション(後発的履行不能)

- コモン・ロー上、契約はフラストレーションの法理により、契約締結後に、(1) 締結時に予期できなかった、かつ(2) 契約当事者のコントロールの範囲を超え、(3) 契約履行を不可能とする、または履行内容が契約締結時に契約当事者が期待していたものから根本的に異なるものとなる事象が発生した場合に、自動的に終了します。

目次

1. イングランド法に基づき主張し得る契約義務回避事由	2
2. 契約に及ぶその他の影響	4
3. 事業者にもたらされるその他の影響	4

関連リンク(英文)

- [当事務所について](#)
- [日本プラクティスについて](#)
- [新型コロナウイルス 特設サイト](#)

ENGLISH VERSION



- 2003年のSARSの流行を背景に提起されたLi Ching Wing v Xuan Yi Xiong [2004] 1 HKLRD 754事件では、建物借用契約における賃借人が、賃貸借物件が香港保健省の隔離命令の対象に含まれたことにより10日間入居できなくなったため、契約がフラストレーションの法理に基づき終了したと主張しましたが、香港の裁判所は、2年間という賃貸借契約期間に鑑みて10日間という日数はわずかであり、SARSは確かに不測の事態ではあったものの「未履行の契約上の権利や義務の本質を大きく変えた」とは言えないとして、賃借人の主張を退けました。
- 今般の新型コロナウイルスの流行を受けて、契約当事者は、以下の1つまたは複数の事由に基づいてフラストレーションの法理により契約は終了したと主張する可能性があります。
 - **入手または利用が一時的に困難になったこと** 契約履行に不可欠な人員(または物)が一時的に利用できなくなったという場合です。契約に、契約義務が特定の期間中に履行されるべき旨の定めがあり、かつ履行時期が契約の本質的な目的である場合は、フラストレーションの法理の明白な適用場面であると言えます。
 - **入手先の利用可能性が消滅したこと** 特定の入手先から取得する契約の目的物が、いずれの契約当事者の責任にもよらない理由によって利用できなくなった場合です。判例法では、こうした事態は、目的物が特定の農作物から抽出されるところ、干ばつや病害により農作物が収穫不能となった場合や、目的物が特定の国から輸入されるところ、契約当事者のコントロールの範囲を超える事由(戦争や自然災害または禁輸措置など)によって輸入できなくなった場合などに発生し得るとされています。
 - **履行方法が利用不可能になったこと** 契約に規定されている履行方法が利用できなくなった場合です。この場合、裁判所は、別の履行方法が可能であり、2つの履行方法の違いが十分に根本的であると認められない場合はフラストレーションの法理は適用されないと判示しています。
 - **違法性** 法律の改正により契約が違法になった場合です。

多くの国でウイルスがもたらしている影響とその規模からすれば、事業者がこうした申立てを検討するのは無理もないでしょう。イングランドの法廷における主張の認否は、契約が履行不能となった、または契約締結時に期待されていた内容と根本的に異なる結果となったと言えるかを含め、最終的には事案の具体的な事実関係に左右されます。

フラストレーションの法理の適用が認められた場合、契約は自動的に終了します。契約がフラストレーションの法理の適用により終了した場合は、the Law Reform (Frustrated Contracts) Act 1943に基づき、それ以前に支払い済みの金銭の返還を受けることができます(ただし、裁判所の裁量により、相手方が負担した費用が返還金額から控除される場合があります)。

不可抗力

実務上は、前述の通りフラストレーションの法理の適用範囲は限られているため、契約書には多くの場合、不可抗力条項が規定されず、同規定により、予想外の事象または当事者のコントロールの及ばない事態が発生した場合は、不可抗力条項に基づいて、一方(または双方の)当事者の契約義務の履行が免除されます。

典型的な不可抗力条項は、両当事者の合理的なコントロールが及ばない事象の発生が原因で契約義務が履行不能となった(または履行が妨げられた、もしくは遅滞した)場合に当事者の責任が免除される旨を定めます。条項では、天変地異、戦争または紛争など、不可抗力事由の具体例を列挙する場合、または適用対象となる事由を網羅的に定める場合もありますが、最終的にどのような事象が不可抗力事由となるかは条項の文言次第です。この点、国際商業会議所(ICC: International Chamber of Commerce)が公開している不可抗力条項の雛型には「感染症」が含まれている点は注目に値します。

新型コロナウイルスの流行が不可抗力に該当する可能性については、国際貿易および投資を推進する準政府組織である中国国際貿易促進委員会(CCPIT: China Council for the Promotion of International Trade)が、国際貿易契約上における義務の履行遅滞または不履行に陥った事業者に対し「不可抗力証明書」の取得申請することを推奨しています。この証明書は、「自らのコントロールの及ばない事態による打撃を受けていることを証明し、契約義務の全部または一部について不履行に陥った企業の責任を免除」するために、「業務再開遅延や交通規制、労働者の派遣制限などの客観的事実が存在したことを証明する」ものです。CCPITは、中国企業を法的請求から守るために、これまでに1,600件以上の不可抗力証明書を発行したと発表しています。



しかし、こうした証明書は証拠になることはあっても、それによって直ちに不可抗力条項が発動されるというものではありません。事実、既に多くの国際企業が、液化天然ガスの貨物受取義務を免れようとする中国輸入者が提示した不可抗力証明書を拒否したと報道されています。

不可抗力事由による抗弁がイングランドの裁判所に認められるか否かの決め手となるのは、最終的には新型コロナウイルスが契約義務の履行に及ぼした影響と、契約および不可抗力条項の具体的文言（例えば、不可抗力条項が発動するための要件が、事象によって履行が「不能になった」ことなのか、それとも「支障が生じた」または「遅滞した」程度の緩い要件なのか）です。不可抗力事由の主張の成否は事案の個別具体的な事実関係に左右されるため、紛争に発展する可能性は高いでしょう。

条項の文言によっては、不可抗力事由の主張が認められた場合に、次の全てまたは一部の効果が生じます。

- 不可抗力事象が継続する期間中は履行を停止することができる権利を取得する
- 不可抗力事象が継続する期間中は不履行または履行遅滞責任が免除される
- 不可抗力事象が継続する期間中は、契約に定められた期限（プロジェクトの完成時期など）の延長が可能となる
- 不可抗力条項の適用を主張する当事者に、不可抗力事象またはその影響を回避するために必要なあらゆる手立てを講じたことを立証する明示的または黙示的な損害軽減義務が発生する
- 不可抗力事象が一定の期間を超えて継続した場合は、契約の解除権を取得する

2. 契約に及ぶその他の影響

また、新型コロナウイルスの流行を受けて、取引先は例えば以下のような他の契約条項を利用することを模索する可能性もあります。

- **価格調整条項**—新型コロナウイルスの流行により（例えばその結果サプライチェーンの混乱等に伴い）発生したコスト増加を受けて商品の契約価格の全部または一部の調整を主張することが考えられます。
- **責任制限条項または免責条項**—（とりわけ不可抗力条項がない場合または適用されない場合に）責任制限条項または免責条項に依拠して債務不履行責任の制限または免除を求める取引先が増える可能性があります。
- **法令改正条項**—契約の一方当事者が「法令改正」条項（適用法令の改正により契約義務の履行が実行不可能となった場合に、当事者の一方が契約を解除または再交渉できる権利を得る旨規定する条項）に依拠することが考えられます。
- **MAC (material adverse change) 条項**—新型コロナウイルスの感染拡大により、一方当事者がその立場または状況に「重大な悪影響を及ぼす変化」が生じた場合に取引から離脱することができる旨を規定する MAC 条項が発動される可能性があります。MAC 条項の適用の有無とその効果は条項の文言と解釈に左右されます。

3. 事業者にもたらされるその他の影響

新型コロナウイルスの流行により事業者に立ち足る可能性がある問題としては、他の契約義務と衝突するおそれのある以下のような状況が考えられます。

- **雇用者の注意義務**—雇用者は安全衛生管理の責任を有し、従業員をはじめその事業の関係者の健康、安全および福祉を保護するために合理的に実行可能な手段を講じることが求められます。そのため雇用主は、感染地域への出張のキャンセルすることなども含め、従業員を保護するために相応の措置を取らなければなりません。かかる義務を怠った場合、過失責任や安全衛生に関する請求の原因となるほか、保険契約が取り消されるおそれもあります。



- **サプライチェーンの流通の混乱**— 現行のサプライチェーンが破綻した場合または大きな打撃を受けた場合、企業は代替手段を検討する必要性に迫られます。こうした中、部品をつめたスーツケースを航空機で輸送している大手自動車メーカーもあると報道されています。
- **事業の先行き困難・破産**— 新型コロナウイルスの感染拡大により生じたサプライチェーンの諸問題と需要の低下によってもたらされた経済的打撃を軽減しようと奔走する中で、財政難に陥ってしまう会社が増えています。中には既に多額の債務を抱えた企業が、売上が生じていないにもかかわらず、納期通りに納品を行った仕入れ先に決済を行う必要がある中で、融資限度額を引き下げられるという事態に直面するというケースも起きています。さらに、新型コロナウイルスを理由に米国連邦破産法第 11 章の規定の適用を申請する会社も出始めています（最近では Valeritas Holdings Inc が同申請をしています）。同様に、（渡航規制やその他措置の結果）流行前に計画されていた借換えや経営不振事業の M&A が延期になるなどして、緊急を要する経営再建策を実行するのが難しくなっています。こうした状況により、事業者は債権者から財産を保全するために、何らかの非公式の手段か法的手続きを検討をせざるを得ない状況に追い込まれる可能性があり、今後は破産を余儀なくされるより深刻なケースも増えてくるでしょう。

問い合わせ先



デイヴィッド・ギルモア

マネー・パートナー（東京及び韓国）
紛争解決プラクティス 日本責任者

T +81 3 5412 5415

david.gilmore@hsf.com



グレアム・プレストン

コーポレート・プラクティス日本責任者

T +81 3 5412 5485

graeme.preston@hsf.com



クレイグ・シェパード

建設・インフラ関連紛争プラクティス
グローバルヘッド

T +81 3 5412 5456

craig.shepherd@hsf.com



アンドリュー・ブレイコー

パートナー

T +81 3 5412 5455

andrew.blacoe@hsf.com



ダミアン・ロバーツ

パートナー

T +81 3 5412 5453

damien.roberts@hsf.com



クリストファー・ハント

パートナー

T +81 3 5412 5401

christopher.hunt@hsf.com

上記日付現在の本稿の内容は、あくまでも参考情報の提供を目的としております。これは法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

個人情報保護方針：ハーバート・スミス・フリーヒルズでは、個人情報の保護に細心の注意を払っております。当事務所における個人情報の保護取扱いの方針についての詳細は、当事務所の[プライバシーポリシー](#)および[クッキーポリシー](#)（いずれも英文のみ）をご覧ください。

© Herbert Smith Freehills LLP 2020

本文書は、ハーバート・スミス・フリーヒルズ外国法事務弁護士事務所より発行されています（所在地：〒107-6241 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウンタワー41階）